

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

交際費は7年3月決算から課税強化に

Q: 法人の交際費が、改正により、きびしくなるとのことですが、それはいつからですか。また内容はどのようなものですか。

A: 現在、資本金1,000万円以下の法人については400万円、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人には300万円の損金算入枠が設けられており、法人の交際費支出がこの損金算入枠以内に収まっていれば、課税されることはありませんでした。

ところが、今回の改正は、たとえ損金算入枠以内の交際費支出であったとしても、その10%相当額は損金算入が認められなくなるというものです。(第37号参照)

仮に、資本金500万円の法人が年間50万円の交際費支出に止めたとしても、50万円の10%、すなわち5万円については、損金不算入となります。

さて、その適用期間は、最も早くても平成7年3月期からの適用となるようです。改正案では「法人が昭和57年4月1日から平成7年3月31日までの間に開始する事業年度において支出する交際費等」から適用することとされていますが、法案の附則12条で「施行日以後に開始する事業年度の法人税」について適用することが明示されているので、つまり平成6年4月1日以後開始する事業年度からの適用となります。

